

次期感染症サーベイランスシステムに関する Q&A

(医療機関等向け)

令和5年4月1日改訂
三重県医療保健部感染症対策課

(※改訂箇所は、下線部分です。)

Q1. 次期感染症サーベイランスシステムについて

A1. 現在、県内の医療機関等から感染症発生届（全数報告）及び定点報告は、保健所で情報を取りまとめ、国へ報告しています。国への報告は、厚生労働省が平成18年度より運営するデータベース「感染症サーベイランスシステム」を利用して以前は行っていましたが、厚生労働省は、令和4年10月31日より、システムを改良した新たなデータベースである「次期感染症サーベイランスシステム」（以下、次期システムとする。）を運用開始しています。

Q2. 現行の感染症の届出体制から変わる点について

A2. 現在、全数報告及び定点報告については、医療機関等から保健所へ、FAX による送付をもって「届出」としています。そして全数報告及び定点報告の内容を、保健所が次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）へ入力することで、国へ報告しています。

次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）では、保健所へ全数報告及び定点報告を FAX にて送付する代わりに、医療機関等が発生届の内容を直接次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）へオンライン入力することで、届出することができます。（HER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）と同様です）

Q3. システムの利用方法について

A3. 三重県の次期感染症サーベイランスシステムに関するホームページ（https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/000260045_00001.htm）を確認いただき、利用規約に同意のうえ、利用者アカウントを申請してください。申請受付後、アカウント（利用者 ID・パスワード）を返送します。

アカウント（利用者 ID・パスワード）により、インターネットから次期感染症サーベイランスシステムへログインしてご利用いただけます。パソコンのほ

か、スマートフォン・タブレットからもログイン可能です。ログイン時にはアカウント（利用者 ID・パスワード）に加え、電話番号、SMS またはメールアドレスを用いた二要素認証が必要です。（HER-SYS と同様です）

Q4. 次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）の利用は必須ですか。

A4. 感染症法改正（令和4年12月9日改正）により、感染症指定医療機関につきましては、令和5年4月1日より次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）へのオンライン入力による感染症発生届（全数報告）、定点報告が義務化されます。感染症指定医療機関以外の医療機関は、次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）へのオンライン入力による感染症発生届（全数報告）、定点報告は努力義務となりました。

なお、感染症指定医療機関のうち、義務の対象となる医療機関は、第1種感染症指定医療機関、第2種感染症指定医療機関となります。

Q5. 利用者アカウントを申請しない・次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）を利用しない場合、届出はどのようにすればよいですか。

A5. これまでと同様に、保健所へ FAX による届出をお願いします。

Q6. 今後、保健所への FAX による発生届の送付を廃止する予定はありますか。

A6. 現時点では、廃止することは想定しておりません。

Q7. 次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）の利用に際し、費用負担は生じますか。また次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）の導入に際し、医療機関等に対する補助金がありますか。

A7. 次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）を利用すること自体に費用負担が発生するものではありません。ただし、インターネットを使用するため、通信費等は別途費用負担が発生します。

また申し訳ございませんが、導入に際して補助金はありません。

Q8. 医療機関等がオンラインで入力した場合、どこの保健所に届け出たこととなりますか。

A8. 管轄保健所に届出したこととなります。

Q9. 三重県独自の報告様式を使用している、インフルエンザや性感染症疾患の定点報告は、次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）へのオンライン入力の場合、報告内容、報告方法は従前と同様ですか。

A9. 次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）では、国で定められた報告項目のみ入力が可能です。そのため、県独自の報告項目は入力できません。次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）にオンライン入力を実施するインフルエンザ定点医療機関、性感染症定点医療機関は、国の報告項目についてはオンライン入力とし、県独自項目については従前のおり F A X にて管轄保健所に送付をお願いします。なお、オンライン入力を実施するインフルエンザ定点医療機関、性感染症定点医療機関のうち、「国報告項目についてはオンライン入力、県独自項目については F A X にて管轄保健所に送付」が困難である医療機関におかれましては、国の報告項目のみオンライン入力をお願いします。

※報告方法の詳細については、本県の次期システムに関するホームページ（https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/000260045_00001.htm）の概要の説明資料をご覧ください。

Q10. 次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）への入力操作方法などわからない場合は、専用の問い合わせ窓口はありますか。

A10. 医療機関等を対象にしたヘルプデスクを開設しております。アカウント送付時に、問い合わせ窓口の連絡先をお知らせします。

Q11. 新型コロナウイルス感染症の届出についても、HER-SYS ではなく、次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）で行うことになりますか。

A11. 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に関しては、感染状況が収束するまで HER-SYS による対応を当面の間継続することとしています。

Q12. 次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）のアカウントは、HER-SYS と同じものになりますか。

A12. 管理主体となる事業者が異なる点やライセンス管理上の制約等の観点から、HER-SYS のアカウントの引継ぎはありません。（HER-SYS とは異なる ID・パスワードとなります）